第５章 子どもの貧困に関する指標

１ 子どもの貧困に関する指標一覧（国の大綱による指標）

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 92.8%
全日制 67.4%、定時制 11.7%、通信制 5.2%、中等教育学校後期課程 0.1%、特別支援学校高等部 6.9%、高等専門学校 0.4%、専修学校の高等課程 1.2%
【出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 27 年 4 月 1 日現在）】

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 4.5%
【出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 27 年 4 月 1 日現在）】

○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率
進学率 33.4%（大学等 20.0%、専修学校等 13.5%）
【出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 27 年 4 月 1 日現在）】

○生活保護世帯に属する子供の就職率
・中学校卒業後の進路（就職率） 1.7%
・高等学校等卒業後の進路（就職率） 45.5%
【出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 27 年 4 月 1 日現在）】

○児童養護施設の子供の進学率及び就職率
・中学校卒業後の進路
進学率 97.0%（高等学校等 95.2%、専修学校等 1.8%）
就職率 1.8%
・高等学校等卒業後の進路
進学率 23.3%（大学等 11.1%、専修学校等 12.2%）
就職率 70.4%
【出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ（平成 27 年 4 月 1 日現在）】

○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園） 72.3%
【出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査】

○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率
・中学校卒業後の進路
進学率 93.9%（高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%）
就職率 0.8%

・高等学校等卒業後の進路
進学率 41.6%（大学等 23.9%、専修学校等 17.8%）
就職率 33.0%
【出所：平成23年度全国母子世帯等調査（特別集計）】

○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率
・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,186人（平成26年度実績）
・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合（平成25年度実績）
小学校 56.9%
中学校 87.1%
【出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ】

○就学援助制度に関する周知状況
・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 67.5%
・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 66.6%
【出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ（平成26年度）】

○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）
・無利子　予約採用段階： 61.6% 在学採用段階：100.0%
・有利子　予約採用段階：100.0% 在学採用段階：100.0%
【出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ（平成26年度実績）】

○ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率：80.6%
（正規の職員・従業員：39.4% パート・アルバイト等：47.4%）
・父子家庭の就業率：91.3%
（正規の職員・従業員：67.2% パート・アルバイト等： 8.0%）
【出所：平成23年度全国母子世帯等調査】

○子供の貧困率13.9%
【出所：平成28年国民生活基礎調査】

○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 50.8%
【出所：平成28年国民生活基礎調査】

2 中央市が目指す子どもの貧困に関する目標値

本計画の進捗や対策の効果等を検証・評価するため、以下の【達成目標】の実現に向けて、【支援施策・支援事業の指標と数値目標】を設定して取り組んでいきます。

【達成目標】

経済的困窮を理由として本市の子どもたちが将来の選択肢を狭められることなく、教育機会の保障、発達・成長段階に応じた子どもと保護者への支援等を推進し、子どもの貧困問題に関する理解を深めていくことで、安心して声を上げやすい地域社会を構築し、世代間の貧困の連鎖を断ち切る。

【支援施策・支援事業の指標と数値目標】

本計画の推進にあたり、進捗状況を評価するため、以下のとおり、指標とその目標値を設定します。

<table>
<tr><th>指標の項目</th><th>現状</th><th>目標
（H34 年度）</th></tr>
<tr><td colspan="3">指　標　と　す　る　理　由</td></tr>
<tr><td>児童扶養手当受給世帯における就学援助費支給捕捉率（教育の支援・経済的支援）</td><td>７９．５％
（H29 年度実績）</td><td>９５％</td></tr>
<tr><td colspan="3">児童扶養手当受給者は、就学援助費支給対象者であるため、就学援助費支給捕捉率を上げることで経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者は、給食費や学用品費等が支給され、支給を受けた世帯の子どもは等しく充実した学校生活を送ることができる。その方策として、現在、各小・中学校を通して就学援助費に関する書類を全世帯に配布しているが、さらに児童扶養手当申請窓口で就学援助費支給に係るパンフレットを渡すことでさらに周知・啓発に努め、就学援助費支給捕捉率の向上につなげる。</td></tr>
<tr><td>スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）への相談体制の構築（教育の支援）</td><td>－</td><td>ＳＳＷへの相談体制の構築</td></tr>
<tr><td colspan="3">児童生徒の問題行動の改善や児童生徒を取り巻く教育環境等の改善に資する相談体制の強化を図るため、スクールソーシャルワーカーに相談できる体制を構築する。</td></tr>
<tr><td>低所得世帯のための学習支援教室の開催会場数（教育の支援）</td><td>－</td><td>２か所</td></tr>
<tr><td colspan="3">経済的理由で学校外の有償教育を受けられない子どもを対象にした学習支援教室を開催する。開催会場の複数設置を進め、子どもが参加しやすい環境を整備し、教育格差の解消を目指す。また、教室にいるスタッフ等の大人とのふれあいを通して、人生の目標と</td></tr>
</table>

なりうる人との出会い・ふれあいの場としても期待する。		
乳幼児健康診査受診率（生活の支援）	９８．１％ （H28 年度実績）	９９．５％
各年齢で実施する乳幼児の健康診査の受診率を上げることで、多くの子どもの段階的な発育や健康状態を把握し、経済的理由に起因する健康に関する問題の早期発見に努めることができる。また、親との面談を重ねて実施していくことで、子育てをしていくにあたっての生活の変化に応じた相談を受け、支援へとつなげる窓口とすることができる。併せて未受診者についても後日、連絡を取り合うなど、切れ目のない支援体制とする。		
ひとり親家庭の親の就業率 （保護者に対する就労の支援）	９０．５％ （H29 年度実績）	９４％
ひとり親家庭の親は、子どもをひとりで監護しなければならず、就業にあたって雇用条件の制約を受けることもある中、母子・父子自立支援員が未就業者である親の就業相談に応じ、ひとり親のためのサポート事業を活用するなどハローワークと連携して、正規雇用などの安定した職と収入の確保に向けた就業支援を行うことで、家庭内の経済的負担を軽減し、親の経済的自立促進を図る。		
ふるさとづくり応援寄附金（通称：ふるさと納税）における寄附金使途メニューへの「子どもの貧困対策事業」の追加と寄附金額	－	５０万円
中央市では、現在、ふるさとづくり応援寄附金（通称：ふるさと納税）において、４つの使途メニューから選んで寄附を行うことになっているが、使途メニューとして「子どもの貧困対策事業」の項目を追加して、子どもの貧困対策に関する事業を推進するための財源の確保に努める。		

【中央市における子どもの貧困の目安】

中央市における子どもの貧困の目安を「就学援助費の受給の有無」とします。
ただし、就学援助率は経済情勢や社会環境の変化の影響を受けやすいことから指標としては設定しません。

＜参考数値＞

就学援助率	国	１５．４３％（平成２７年度）
	山梨県	９．９７％（平成２７年度）
	中央市	１０．７９％（平成２８年度）

※国と山梨県の数値は「就学援助実施状況等調査」（文部科学省ホームページ）より引用する。